資料３－２

地方独立行政法人神奈川県立病院機構中期目標　第二期と第三期（素案）の比較（本文）　※下線部は新規、変更、削除部分

第三期中期目標（素案）	第二期中期目標
第１　中期目標の期間 令和２年４月１日から令和７年３月31日までの５年間とする。	**第１　中期目標の期間** 平成27年４月１日から平成32年３月31日までの５年間とする。
	（以下、内容の順序は第三期中期目標（素案）に準ずる）
第２　県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 **１　質の高い医療の提供** 県の保健医療施策として求められる高度・専門医療の提供、地域医療の支援等を行うことにより、県内医療水準の向上を図り、県民の健康の確保及び増進に寄与することを目的に、各病院の役割と特性を生かした運営をすること。	**第２　県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項** **８　各病院の主な機能**
(1)　足柄上病院 県西医療圏の中核的な総合医療機関として、地域の特性やニーズに対応した総合的な医療や高度・専門医療、救急医療、産科医療等を提供すること。 第二種感染症指定医療機関及びエイズ治療拠点病院として感染症医療を担うこと。 災害拠点病院、神奈川ＤＭＡＴ指定病院として、災害に備えた体制の充実強化に努めること。 臨床研修指定病院として、人材の育成を図ること。 地域包括ケアシステムの推進及び地域連携の強化に向けた取組みを推進すること。	**(1)　足柄上病院** 足柄上病院は、県西医療圏の中核的な総合医療機関として救急医療、産科医療及び地域包括ケアシステムに対応した医療の提供に努めること。 また、第二種感染症指定医療機関及びエイズ治療拠点病院としての専門的な感染症医療や新型インフルエンザなどの新たな感染症への対応力の向上、災害拠点病院、神奈川ＤＭＡＴ指定病院として、災害に備えた体制の充実強化に努めること。 平成27年度以降策定する「地域医療ビジョン」に対応した医療機能を今後、検討すること。
(2)　こども医療センター 県内唯一の小児専門総合病院として、小児の高度・専門医療を担うこと。 福祉施設を併設した小児総合病院として、障害児入所施設を運営すること。 小児がん拠点病院として、小児期及びＡＹＡ世代のがん患者への診療や支援を充実するとともに、小児がん治療を行う医療機関との連携体制の構	**(2)　こども医療センター** こども医療センターは、全国初の福祉施設を併設した小児専門の総合病院として、高度・専門医療や緩和ケアの充実、在宅移行支援などに努めること。 また、県内唯一の小児がん拠点病院として小児がん診療体制を充実すること。

第三期中期目標（素案）	第二期中期目標
築に取り組むこと。 総合周産期母子医療センター及び小児救急システム三次救急医療機関として、周産期救急医療や小児救急医療の充実に努めること。 小児の難病や希少疾患、児童精神科やアレルギー疾患等、他の医療機関では対応が困難な分野の医療の充実を図ること。 小児の緩和ケアや医療的ケア児への支援、在宅医療への支援、移行期医療への支援等のさらなる充実に努めること。	このほか、臨床研究機能の充実、人材育成を促進すること。 *（「１(3)各病院の特性を生かした医療の提供」から移動）* **イ　小児・周産期医療の充実** こども医療センターを中心に、先天性疾患、難治性疾患、障害児医療などの小児専門医療・周産期医療の充実、小児救急体制の強化、保護者などへの情報提供の促進、小児などの在宅移行支援の充実、臨床研究機能の充実、人材育成の促進を努めること。
(3) 精神医療センター 一般の精神科では対応困難な専門性の高い精神科医療を提供すること。 精神科救急の基幹病院として、精神科救急・急性期医療の充実を図ること。 早期の社会復帰を支援する医療提供体制の充実に努めること。 依存症治療拠点機関として、依存症に関する取組みの情報収集及び情報発信を行うなど、県における依存症の医療連携体制の拠点としての役割を担うこと。	**(3) 精神医療センター** 精神医療センターは、一般の精神科では対応困難な専門性の高い精神科医療を提供すること。 また、精神科24時間救急の基幹病院として精神科救急医療の充実を図るとともに、臨床研究機能の充実や社会復帰支援の促進に努めること。 *（「１(3)各病院の特性を生かした医療の提供」から移動）* **ウ　精神科医療の充実** 一般の精神科では対応困難な精神疾患への対応、精神科救急医療体制の充実、依存症医療、ストレスケア医療、児童・思春期の精神科医療、医療観察法医療など、専門性の高い医療を提供すること。 また、精神疾患に罹患しても地域や社会でいきいきと生活できるよう、医療・保健・福祉などの関係機関の連携による多職種チームの訪問支援に努めるとともに、社会復帰支援機能の強化、災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）活動に対する協力を検討すること。
(4) がんセンター 都道府県がん診療連携拠点病院として、また、県のがんゲノム医療の中核的病院として県内の医療機関との機能分担や連携・協働を推進し、本県のがん医療の質の向上を図るとともに、がん診療の人材を育成すること。 手術療法、放射線療法及び薬物療法を効果的に組み合わせた集学的治療	**(4) がんセンター** がんセンターは、都道府県がん診療連携拠点病院として、本県のがん診療の質の向上を図るとともに、がん診療の人材を育成すること。 また、手術、放射線治療及び化学療法を効果的に組み合わせた集学的治療

第三期中期目標（素案）	第二期中期目標
のさらなる質の向上に努めるとともに、がんゲノム医療、がん免疫療法などの最先端医療や最新技術の活用と臨床研究の推進により、より高度で先進的ながん医療を提供すること。 特に重粒子線治療については、がん専門病院に併設された世界初の施設として、治療患者数や対象疾患の拡充を図るとともに、医療分野における国際交流や国際貢献に寄与する観点から医療インバウンド等に取り組むこと。 在宅医療も含めた緩和ケアや漢方薬などの支持療法、がんリハビリテーションの提供など、患者の生活の質を高める取組みを推進すること。 がんとの共生を支えるため、アピアランスケアや就労支援等の相談対応や患者支援機能の充実に取り組むこと。 小児がん患者のフォローアップやＡＹＡ世代がん患者への支援を進めるとともに、高齢者のがん対策の充実など、年代に応じた適切ながん医療の提供に取り組むこと。 県と連携して、がん登録の着実な実施を図ること。 県内がん医療の拠点としての役割を果たしていくため、より高度な医療の提供と、機能の充実に努めること。	の更なる質の向上や緩和ケアの充実に努めること。漢方医療との融合、重粒子線治療及びがんワクチン療法などの最先端医療・最新技術の追求に努めること。特に重粒子線治療については、円滑な運営を行うこと。 このほか、本県のがん診療機能の中枢的機関の役割として、臨床研究機能の充実、がん登録の推進に努めること。 *（「１(3)各病院の特性を生かした医療の提供」から移動）* **ア　がん治療体制の充実** がんは本県における死亡原因の第１位となっていることから、都道府県がん診療連携拠点病院であるがんセンターが中心となって、地域における連携・協働を推進し、本県のがん診療の質の向上を図るとともに、がん診療の人材を育成すること。 チーム医療による集学的医療、がんと診断された時からの緩和ケアの推進、稀少がん、併存疾患を持つ患者への対応、漢方医療などの東洋医学との融合、がんワクチン療法などの臨床研究・開発機能の充実、がん登録の推進、がん患者への支援などに努めること。 こども医療センターにおける小児がん診療体制を充実すること。
(5) 循環器呼吸器病センター 循環器・呼吸器病の専門病院として、高度・専門医療と救急医療を提供すること。 結核指定医療機関として結核医療を継続すること。 循環器病対策基本法に対応し、迅速な医療の提供や重症化の防止など総合的な取組みを推進すること。	**(5) 循環器呼吸器病センター** 循環器呼吸器病センターは、循環器及び呼吸器の専門病院としての医療を提供するとともに、結核指定医療機関として結核医療を継続すること。 また、慢性呼吸器医療や循環器医療の臨床研究機能の充実を図るとともに、今後の病院のあり方について検討すること。
(6) 各病院の病床数について 当初目標の病床数は次表のとおりとし、地域の医療状況の変化に応じて適宜、見直すこと。	**(6) 各病院の病床数について** 当初目標の病床数は次表のとおりとし、医療状況の変化に応じて適宜、見直すこと。

第三期中期目標（素案）

病院名	病床数（※）
足柄上病院	２９６
こども医療センター	４３０
精神医療センター	３２３
がんセンター	４１５
循環器呼吸器病センター	２３９

※許可病床数

２　質の高い医療を提供するための基盤整備

(1)　人材の確保と育成

多様な採用方法などにより、質の高い人材の確保に努めること。

職員のキャリアプランの充実が図られる仕組みをつくり、人材育成機能を充実すること。

専攻医や実習生、研修生の積極的な受入れ、地域の医療従事者との相互研さんや研修の実施などを通じて、医療従事者の人材育成に貢献すること。

経営の専門性を有した事務職員の育成に計画的に取り組むこと。

(2)　地域の医療機関等との機能分化・連携強化

地域包括ケアシステムの推進や、地域医療構想の実現に向けて、地域の医療機関等との機能分化や連携強化をさらに進めること。

患者の円滑な退院や在宅医療への移行を支援する取組みをさらに

第二期中期目標

病院名	病床数
足柄上病院	２６４
こども医療センター	４３０
精神医療センター	３２３
がんセンター	４１５
循環器呼吸器病センター	２３９

１　質の高い医療の提供に向けた基本的な方向性

(1)　人材育成機能の充実

多様な採用方法などにより、質の高い医療人材の確保に努めること。

地域の医療従事者との相互研さんや医療従事者を目指す実習生、研修生の積極的な受入れを行うこと。

連携大学院制度の活用など、職員のキャリアプランの充実が図られる仕組みづくりを構築し、こうした取組みを医療従事者に対して積極的に情報発信を行い、人材育成機能を充実すること。

（「第3　経営基盤の強化　１　業務運営体制の確立」から移動）

(3)　経営意識を有した職員の育成

病院経営において、職員一人ひとりの経営参画意識の向上が欠かせないことから、その意識醸成に一層取り組むこと。

特に事務職員には、病院経営に関する深い専門知識や高い経営感覚が求められることから、経営の専門性を有した事務職員の育成に計画的に取り組むこと。

３　医療機関等との機能分化・連携強化

国の社会保障制度改革において、病院・病床機能の分化、在宅医療の推進などの方向性が示されていることから、各病院の退院支援など、患者支援体制の充実、研修会の開催などにより地域の医療機関や福祉施

第三期中期目標（素案）	第二期中期目標
進めること。	設との連携を強化し、在宅医療を提供する関係機関の支援に取り組むこと。
(3) 臨床研究の推進 医療水準の向上及び医療人材の育成を目的に、中長期的に成果が県民に還元される臨床研究等に取り組むこと。	**1　質の高い医療の提供に向けた基本的な方向性** (2) 臨床研究の推進 「治らない病を治すこと」や「医療の更なる進歩」を基本理念に、中長期的に県民に還元可能な臨床研究を推進するとともに、県が進める「ヘルスケア・ニューフロンティア」などに対し、臨床研究の分野において積極的に連携していくこと。
（各病院の医療機能の中で記載）	(3) 各病院の特性を生かした医療の提供 各病院の特性や専門性を生かしながら、その役割を着実に実施すること。特に、がん治療、小児・周産期医療及び精神科医療は、次の点に留意すること。 ア　がん治療体制の充実 （略） イ　小児・周産期医療の充実 （略） ウ　精神科医療の充実 （略）
(4) ＩＣＴやＡＩなどの最先端技術の活用 ＩＣＴやＡＩなどの最新・最先端の医療技術を効果的に導入・活用し、質の高い医療の提供に努めること。	**4　ＩＣＴを活用した医療連携** ＩＣＴを活用し、県立病院機構の情報の一元化を検討すること。また、がん登録など、様々な医療情報の収集及び発信により、医療機関相互の連携強化に努めること。
3　患者や家族、地域から信頼される医療の提供 (1) 医療安全対策の推進 患者の安全を守り、患者が安心して医療を受けられるよう、院内感染対策を含め、医療安全対策を引き続き推進すること。	**5　安全で安心な医療の提供** (3) 医療安全対策の強化 患者の安全を守り、患者が安心して医療を受けられるよう、医療安全対策（院内感染対策を含む）を推進すること。
(2) 患者満足度の向上と患者支援の充実 患者との信頼関係の構築に努め、十分な説明と同意のもと最適な医療を	**6　患者や家族から信頼される病院に向けて** (1) 患者サービスの向上と積極的な情報発信

第三期中期目標（素案）	第二期中期目標
提供するとともに、患者のニーズを的確に把握し、患者満足度の向上に努めること。 多様な相談に対応するとともに、入院から退院までの一貫した支援をさらに充実すること。 診療内容を標準化し、良質な医療を効率的に提供するため地域医療機関も含めたクリニカルパスの作成を進めること。 各病院の診療内容等について、県民にわかりやすく情報提供するとともに、ホームページや公開講座などを通じて積極的に情報発信すること。	患者サービスの向上のために、研修などを通じた職員の接遇能力の向上など、常に患者の視点でサービスを提供すること。 また、県立病院の診療内容については、県民の理解を深めるようホームページや公開講座などを通じて積極的に情報発信すること。 **(2) 患者支援体制の充実** 患者とその家族に対して入院から退院まで一貫した支援を行うなど、相談機能を充実すること。
(3) 災害時の医療提供 災害発生時には、各病院は「神奈川県保健医療救護計画」に基づき、医療救護活動などの対応を迅速かつ適切に行い、本県の医療救護活動の拠点機能を担うこと。 医薬品や食料を備蓄し、建物などの定期的な点検を行うとともに、ＢＣＰ(事業継続計画)の策定など、継続的に医療を提供する体制を整備すること。 県外の大規模災害発生時にも、災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）や災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）等を派遣するなど、積極的に協力すること。	**５　安全で安心な医療の提供** **(1) 災害対応力の充実強化** 災害発生時に備えて、医薬品や食料を備蓄し、建物などの定期的な点検を行うとともに、災害時にも継続的に医療を提供するための体制を整備すること。 また、大規模な災害が発生した場合は、足柄上病院（災害拠点病院、神奈川ＤＭＡＴ指定病院）はもとより、各病院は医療救護活動などの対応を迅速かつ適切に行うこと。
(4) 感染症医療の提供 感染症の発症予防、まん延防止、適切な治療を行うため、関係機関と連携し、医療提供体制を確保すること。 新型インフルエンザ等の発生時には、関係機関と連携し、迅速な対応を図ること。	**(2) 感染症医療体制の充実強化** 結核やエイズまた、新型インフルエンザなどの新たな感染症の発生に備え、関係機関との連携強化を図り、感染症対策に努めること。
(5) 第三者評価の活用 信頼される病院づくりを進め、内外に発信するため、各病院の取組状況を客観的に評価する制度等の活用に努めること。	**(新設)**

第三期中期目標（素案）	第二期中期目標
４　県の施策との連携 **(1) 県の施策との連携・協働** 県が推進する保健医療施策等の諸施策について、県と連携して取り組むこと。 特に、超高齢社会を乗り越えていくため、「最先端医療・最新技術の追求」と「未病の改善」の２つのアプローチを融合し、新たな社会システムの形成や健康寿命の延伸をめざして県が取り組む「ヘルスケア・ニューフロンティア」などの施策と、積極的に連携していくこと。 県民の医療ニーズの変化等に対応し、モデル事業の実施など、県が行う先駆的な取組みへの協力に努めること。 また、県が推進するＳＤＧｓや共生社会の実現などの趣旨を踏まえた運営を行うこと。 **(2) 将来に向けた検討** 地域包括ケアシステムの推進及び地域医療構想の実現はもとより、医療ニーズの変化に的確に対応するため、長期的な視点のもと、各病院の機能や地域における役割について、継続的に検討を行うこと。 特に、足柄上病院及び循環器呼吸器病センターについては、病院の機能や地域における役割の検討に加え、医療資源の効率的な活用、地域の医療機関との機能分担・連携等について引き続き検討すること。 **第3　業務運営の改善及び効率化に関する事項** **１　適正な業務の確保** 内部統制システムを整備し、コンプライアンスの遵守やリスクマネジメント、情報セキュリティの確保等、適切な業務運営を推進すること。 **２　業務運営の改善及び効率化** ＰＤＣＡサイクルを効果的に機能させるため、指標や目標値を適切に設定し、業務運営に取り組むこと。	（新設） **第3　経営基盤の強化** **１　業務運営体制の確立** 経営基盤を一層強固なものにしていくため、数値目標を掲げながら的確な経営分析に基づく収益の確保や費用の削減にこれまで以上に取り組み、自律的な病院経営を目指すこと。

第三期中期目標（素案）	第二期中期目標
医療機器等の整備については、費用対効果を勘案して計画的に実施するとともに、医療ニーズの変化や医療技術の進展に応じて、機動的な対応を行うこと。 ＩＣＴなどの最先端技術を活用することにより、業務運営の改善及び効率化を図ること。 ５病院のそれぞれの特性を生かし、相互に連携を図りながら、より効果的・効率的な運営を行うこと。 **３　収益の確保及び費用の節減** 経営基盤の安定化に向けて、これまで以上に収益の確保と費用の節減に取り組み、自律的な病院経営を目指すこと。 各病院の特性に応じた施設基準等を速やかに取得するとともに、病床の効率的な運用に努め、収益の確保を図ること。 給与費や材料費等に係る経営指標の活用や、収支見込みの精査と予算執行の進捗管理、適切な経営状況の分析等により、費用の適正化に努めること。 診療報酬請求漏れの防止や未収金の発生防止及び早期回収に努めること。 診療報酬によらない料金の設定については、原価や周辺施設との均衡などを考慮し、適時、適切な改定に努めること。 **第4　財務内容の改善に関する事項** 「第３　業務運営の改善及び効率化に関する事項」で定めた取組みを着実に実施することで、財務内容の改善を図り、安定した経営基盤の確立に取り組むこと。 次の経営目標の達成に努めること。 ≪経営目標≫ ・経常収支比率を100％以上 ・医業収支比率は第二期を上回る	*（「第2　県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」から移動）* **２　医療機器等の計画的な整備の推進** 県立病院が、高度・専門医療の提供や、各病院が目指す医療を実現するために必要な医療機器を計画的に整備すること。なお、整備に当たっては、調達コストの抑制に努めるとともに、費用対効果などを勘案して取り組むこと。 **(1)　収益の確保** 新規患者の受入れを拡大し、病床の効率的な運用を図ること。 診療報酬改定時など、各病院の特性に応じた施設基準を速やかに取得し、収益の確保に努めること。また、診療報酬によらない料金の設定については、原価や周辺施設との均衡などを考慮し、適時、適切な改定に努めること。 **(2)　費用の削減** 材料費や経費の節減に努めること。また、共同購入対象品目の拡大など、引き続き費用削減に向けた様々な取組みを行うこと。 **２　財務内容に関する事項** 経営目標 経営に関する指標については、第一期を上回るよう努めること。特に、医業に係る費用については、医業の収益によって賄うことを基本として経営努力を行うこと。 ＊第一期経営目標　経常収支比率100％以上　医業収支比率133％以下

第三期中期目標（素案）	第二期中期目標
・各年度において資金収支の均衡を達成 ・繰越欠損金の縮減 ※経常収支比率＝(営業収益+営業外収益)÷(営業費用+営業外費用) ※医業収支比率＝医業収益÷医業費用 **第5　その他業務運営に関する重要事項** **1　人事に関する計画** 質の高い医療を効率的に提供するため、給与費等に係る経営指標に留意しつつ、適正な人員配置に努めること。 職員のやりがいを高め、能力を十二分に発揮できるよう、職員が働きやすい環境の整備や、組織の活性化に努めること。 ワーク・ライフ・バランスの向上等に向け、働き方改革の取組みを推進すること。 法人の人事・給与制度について、法人の業績や社会情勢などを踏まえ、検討を行うこと。 **2　施設整備・修繕に係る計画の検討** 計画的に施設整備・修繕を進めるため、老朽化の状況や法人の経営状況等を総合的に勘案しながら、各病院の施設整備・修繕に関する中長期的な計画を検討すること。	*（「第2　県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」から移動）* **7　職員にとって魅力ある病院づくり** 職員のやりがいを高め、職員がその能力を十二分に発揮できるよう、幅広いチーム医療体制の推進、風通しの良い職場づくりや組織の活性化に努めること。 また、職員のワーク・ライフ・バランスに配慮した勤務形態を検討し、安全で効率的に働く環境の整備に努めること。 こうした取組みを積極的に情報発信すること。